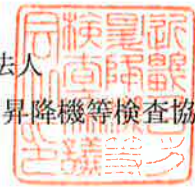


平成 26 年 11 月 10 日

近検協第 26-058-号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 26 年度 10 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10 月末締めのお受付台数は 14,100 台で本年度累計は 84,318 台、前年同月比 100.2%前年度累計比 101.9%となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 大津市の指導内容について

(1) 別添 1 様式の主索の写真について、「暗い・小さい・ピンボケ」といった写真が、いまだに散見されるとの指導がありました。

出来る限り鮮明な写真を添付していただくようお願いします。

写真の事例につきましては、9 月 10 日付け弊協議会のホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

(2) 検査結果表の特記事項の「指摘の具体的内容等」の記載内容が具体的に記入されていないものがあるとの指導がありました。

については、「特記事項欄の記入例」を別紙で添付しますので、参考としてください。

2. 奈良県下の指導内容について

「昇降機定期検査報告書 作成要領(2014 年版)」の P87(2013 年版では P85)に記載の、安全対策の取扱いの奈良県下での特例措置の記載内容については廃止する事となりました。詳細については下記の通りです。

対象：奈良県・奈良市・橿原市・生駒市へ報告のエスカレーター

未設置の場合：取消線で抹消する。

設置している場合

告示第 283 号の判定基準において問題がない場合は“指摘なし”とする。

設置していて問題がある場合は“要是正”と判定し是正が必要となります。

※ 設置していて問題がある場合に安全対策等を取り外したりすることはできません。

以上